

十和田市いじめ防止基本方針

平成30年6月改定

十和田市

目 次

はじめに	1
第1 いじめ防止等のための基本的な方向に関する事項	1
1 いじめ防止等の対策に関する基本理念	1
2 いじめの定義	2
3 いじめの理解	3
第2 いじめ防止のための対策の内容に関する事項	3
1 市が実施する施策	3
(1) 十和田市いじめ防止基本方針の策定	3
(2) 十和田市いじめ問題対策連絡協議会の設置	3
(3) 十和田市いじめ問題対策審議会の設置	3
(4) 十和田市いじめ問題調査委員会の設置	3
2 市が取り組む主な施策	3
(1) いじめの防止等のための取組	3
(2) いじめに対する措置	4
(3) 重大事態への対処（学校の設置者又は学校）	4
(4) 学校評価の留意点、教員評価の留意点	4
3 学校が実施すべき施策	5
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	5
(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置	5
(3) 学校におけるいじめの防止等に関する取組	6
4 家庭、地域及び関係機関等における取組の必要性	7
(1) 家庭、地域及び関係機関等における取組の在り方	7
(2) 家庭、地域及び関係機関等での取組	7
第3 重大事態への対処に関する事項	8
1 重大事態の発生と調査	8
(1) 重大事態の意味	8
(2) 重大事態の報告	8
(3) 調査の趣旨及び調査主体	8
(4) 調査を行うための組織	8
(5) 事実関係を明確にするための調査の実施	9
(6) 調査結果の提供及び報告	10
2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	10
(1) 再調査	10
(2) 再調査の結果を踏まえた措置等	10
第4 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	10
1 市基本方針の見直し時期	10

はじめに

いじめは、人権侵害であり、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を奪い、心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与え、生命又は身体に重大な危険を及ぼすおそれがある。

本市では、市教育施策の方針に基づき、児童生徒の豊かな心を育み、他人を思いやり、互いの良さを認めることができる児童生徒を育てることで、いじめの未然防止に努めてきたところである。

この度、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）の施行を受け本市では「いじめは人間として絶対に許されない行為である。」という共通認識の下、市、学校、家庭、地域、関係機関等が連携し、いじめの問題の克服に向け、いじめの防止等（いじめの防止いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。）の対策を推進するため、「十和田市いじめ防止基本方針」（以下「市基本方針」という。）を策定する。

第 1 いじめ防止等のための基本的な方向に関する事項

1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

（1）法第 3 条に規定されている基本理念は、次のとおりである。

（基本理念）

第 3 条 いじめ防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

本市では、法の基本理念の下、市、学校、家庭、地域、関係機関等が連携して、いじめの防止等の対策に取り組むこととする。

（2）市基本方針における「学校」の範囲等

市基本方針における「学校」については、十和田市立小学校及び中学校設置条例（平成17年十和田市条例第 90 号）に規定する学校とする。

また、市基本方針における「児童生徒」については、十和田市立小学校及び中学校設置条例に規定する学校に在籍する児童又は生徒とし、「保護者」とは、児童生徒の親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）とする。

2 いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- (1) 法の定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つて行う必要がある。
この際、いじめには多様な態様があることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するかどうかを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないようにする必要がある。
- (2) いじめの認知は、特定の教職員のみによることがなく、法第22条の学校におけるいじめ防止等の対策のための組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）を活用して行う。
- (3) 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。
- (4) 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを慎重に判断するものとする。
例えば、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒がいたが、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえ、適切な対応が必要である。
- (5) いじめを受けた児童生徒の立場に立つて、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐにいじめを行った児童生徒が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策組織へ情報提供することが必要となる。
- (6) 具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。
 - ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・ 仲間はずれ、集団により無視をされる
 - ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ 金品をたかられる
 - ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等
- (7) これらのいじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じており、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれることから、教育的な配慮や被害者の意向に配慮し、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

3 いじめの理解

- (1) いじめは、どの児童生徒、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験していることが多い。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの児童生徒から集中的に行われたりすることは、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる可能性がある。
- (2) いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない環境が形成されるようにすることが必要である。

第2 いじめ防止等のための対策に関する事項

1 市が実施する施策

- (1) 十和田市いじめ防止基本方針の策定
本市におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、法の趣旨を踏まえ、国、県のいじめ防止等のための基本的な方針（以下「国基本方針」「県基本方針」という。）を参考にして、十和田市いじめ防止基本方針（以下「市基本方針」という。）を定める。
- (2) 十和田市いじめ問題対策連絡協議会の設置
いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、市教育委員会の常設の附属機関として条例の定めるところにより、「十和田市いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。
本協議会は、学校関係者、市教育委員会、市関係部局、七戸児童相談所、青森地方法務局十和田支局、十和田警察署その他の関係者により構成する。
- (3) 十和田市いじめ問題対策審議会の設置
十和田市いじめ問題対策連絡協議会と市教育委員会との円滑な連携の下、学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため、市教育委員会の附属機関として、条例の定めるところにより、「十和田市いじめ問題対策審議会」を設置する。
本審議会は、学識経験者、法律関係者、医療関係者その他の関係者により構成する。
- (4) 十和田市いじめ問題調査委員会の設置
重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、市長の附属機関として、条例の定めるところにより、「十和田市いじめ問題調査委員会」を設置し、調査を実施するものとする。
本委員会は、学識経験者、法律関係者、医療関係者その他の関係者により構成する。

2 市が取り組む主な施策

- (1) いじめの防止等のための取組
 - ① 市は、学校・家庭・地域・関係機関等との連携を図るとともに、「いじめ問題を考える日」等の設定をするなど、地域全体でいじめ防止に向けた取組を実施する。
 - ② 保護者をはじめ広く市民に対して、WEBページや広報等を活用し、いじめ防止のための情報提供や啓発活動を実施する。
 - ③ 児童生徒・保護者等から、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備を図るとともに、相談先の周知を図る。
 - ④ 児童生徒が思いやりの心、礼節、規範意識などの人間尊重の精神及び公共心などを、家庭教育の中で身に付けることができるよう家庭に対して支援を行う。
 - ⑤ 学校におけるいじめの実態把握やいじめへの取組状況を点検するとともに、学校におけるいじめの防止等の取組が充実されるよう指導・援助を行う。

- ⑥ いじめ問題への適切な対処や思いやりの心の育成のため教職員に対する研修内容を充実させるとともに、校内における研修も年に複数回行われるよう指導し、教職員の資質の向上を図る。
- ⑦ インターネットを通じて行われるいじめやトラブルに対処するため、学校に対する情報提供等の支援を行う。また、教職員を対象とした研修等を実施する。
- ⑧ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けること、教員評価において、いじめ防止等の対策の取組状況を積極的に評価するよう各学校に対して指導を行う。

(2) いじめに対する措置

- ① 学校から法第22条第2項の規定による報告を受けた時は、必要な支援を行い、もしくは必要な措置を講ずることを指示する。支援とは具体的には、指導主事等の派遣、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の派遣、警察等関係機関との連携が考えられる。さらに、学校の設置者として必要に応じ、いじめの防止等のための附属機関を活用する。
- ② いじめが起きた場合には、被害児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するとともに、加害児童生徒に対しては事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切かつ継続的に指導及び支援するための必要な措置を講ずる。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関との連携の下で取り組むよう学校に対して指導・助言する。

いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが必要なものや児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、学校での適切な指導・支援や被害児童生徒の意向に配慮し、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取るよう学校に対して指導・助言する。

(3) 重大事態への対処（学校の設置者又は学校）

法第28条に基づく調査及び措置等を適切に実施する。

（「第3 重大事態への対処」に詳述）

(4) 学校評価の留意点、教員評価の留意点

- ① 各学校が行う学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な情報共有や組織的な対応等が評価されることを教職員に周知徹底する。そして、児童生徒や地域の達成状況を十分踏まえ目標を立て、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むものとする。その結果、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けるよう学校に対して必要な指導・助言を行う。
- ② 教員評価において、学校におけるいじめ防止等の対策の取組状況を積極的に評価するよう促すことも重要である。教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童生徒理解、未然防止や早期発見に努めるとともに、いじめが発生した際に問題を隠さず、迅速かつ適切な対応や組織的な取組を行っていることなどを評価するよう、各学校に対して必要な指導・助言を行う。

3 学校が実施すべき施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、自校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方向、取組の内容を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定める。

学校基本方針には、いじめの防止等のための取組、早期発見・事案対処の在り方、教育相談体制の充実、児童生徒指導体制の確立、校内研修の充実等を盛り込むものとし、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動全般を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定め、その具体的な指導内容のプログラム化を図る。

また、早期発見・事案対処のマニュアルを策定し、その徹底に向けチェックリストを作成・共有して全教職員で実施するよう具体的な取組を盛り込むものとする。

さらに、策定した学校いじめ防止基本方針については、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

学校は、当該学校の複数の教職員によって構成される「いじめの防止等の対策のための組織」を設置する。また、必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、教員、警察官経験者等の外部専門家に参加を求めようとする。

学校いじめ対策組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むにあたって中核となる役割を担う。具体的には次のとおりである。

【未然防止】

◇いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

◇いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報の窓口としての役割

◇いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割

◇いじめに係る情報があった時には、緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、関係のある児童生徒へのアンケート調査、聞き取り調査等による事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

◇いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

◇学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

◇学校基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

◇学校基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、学校基本方針の見直しを行う役割

そのほかにも、学校いじめ対策組織は、児童生徒及び保護者に対して自らの存在及び活動が容易に認識される取組を実施する。

また、児童生徒に対する定期的なアンケートを実施する際に、児童生徒自身が学校いじめ対策組織の存在、その活動内容等について具体的に把握・認識しているか否かを調査し、取組の改善を図る。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する取組

学校は、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処に当たる。

【学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント参照】

①いじめ防止

- ア 児童生徒に、道徳や学級活動等を通して、命を尊ぶ心や相手を思いやる心の育成を図るとともに、児童生徒の自主的活動を充実させることで、いじめのない学校づくりを推進する。
- イ 児童生徒の些細な変化やいじめの兆候を見逃さないようにするとともに、児童生徒の情報が共有され、組織的に対応できる体制を構築する。
- ウ 教職員の言動がいじめを誘発することもあり得ることを念頭に置き、児童生徒一人一人を大切にす姿勢で、望ましい関係づくりを推進する。
- エ インターネットを通じて行われるいじめやトラブルは、大人の目に触れにくく発見しにくいことから、児童生徒に対する情報モラル教育を一層充実させるとともに、保護者に対する啓発活動を実施する。

②早期発見

- ア いじめは大人が気付きにくく、判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であっても、いじめを軽視することなく、いじめを積極的に認知するようにする。このため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- イ いじめを含む生活アンケート等を実施する際には、児童生徒が自分の内面を記載しないことも十分考えられることから、保護者とともに記載するなど、実施の仕方を工夫する必要がある。また、記載された内容を複数の教職員が見るなど情報を見落とさないようにする工夫も必要である。なお、実施したアンケート用紙及び事案に関する記録については、当該年度の翌年度から起算して5年間保存（アンケート実施・記録日からではなく）を基本とし、適切な管理を行うこと。

③いじめに対する措置

- ア 学校の教職員がいじめを発見、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。学校いじめ対策組織に報告された事案は所定の様式（いじめ防止対策推進法に基づく報告様式1）にて市教育委員会へ報告する。
- イ 学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童生徒を徹底して守り通す。
- ウ 加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
- エ いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

(i) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

(ii) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等によりあわせて確認する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分あることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒について、日常的に注意深く観察する必要がある。

オ 校長は、十和田市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（平成17年十和田市教育委員会規則第17号）第12条により、加害児童生徒の保護者に対し、出席停止を命ずる必要があると認めるときは、十和田市立学校出席停止命令の手續に関する規程（平成17年十和田市教育委員会教育長訓令第4号）の定めるところにより、その旨を教育長に申し出る。

4 家庭、地域及び関係機関等における取組の必要性

(1) 家庭、地域及び関係機関等における取組の在り方

- ① 地域におけるいじめ防止等に向けて、家庭や地域、関係機関等をはじめ児童生徒の育成に関わる団体が連携して、地域全体でいじめをなくす気運を醸成していくことが望まれる。

また、家庭、地域及び関係機関等が、いじめに関する情報を共有する際には、児童生徒や保護者のプライバシーに十分配慮する必要がある。

- ② 児童生徒の教育については、保護者に第一義的な責任があることを認識して、家庭環境や親子関係が児童生徒の豊かな成長と人間関係づくりに大きく影響することを理解し、思いやりの心、規範意識などの人間尊重の精神及び公共心などを日頃から生活の中で育むことを心がける。

(2) 家庭、地域及び関係機関等での取組

- ① 家庭では、児童生徒が悩みを相談できる雰囲気づくりに努めるとともに、児童生徒を理解し変化に気付くよう会話を大切にする。
- ② 家庭では、児童生徒の健全な育成を図るために、基本的な生活習慣の確立やスマートフォンやインターネットを中心とする情報機器の使用について家庭内でのルールづくりを進める。
- ③ 地域の安全向上を目的とした市セーフコミュニティの理念に基づき、児童生徒にとって安心・安全な環境づくりといじめ防止等の取組が望まれる。
- ④ 相談電話や相談窓口等を開設している関係機関等は、これまで以上に学校との連携を強化するとともに、相談員の対応能力の向上を図るよう努める。

第3 重大事態への対処に関する事項

1 重大事態の発生と調査

いじめの重大事態については、市基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）により適切に対応する。

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合には、重大事態が発生したものととして対処する。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「生命、心身又は財産に重大な被害」については、被害児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、次のケースが想定される。

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものととして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合には直ちに市教育委員会に報告する。報告を受けた市教育委員会は、重大事態の発生を市長に報告する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体

調査は、重大事態に対処するとともに、当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。その際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。また、市教育委員会は重大事態の報告に当たり、調査主体を判断する。

学校が調査主体となる場合であっても、市教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、支援を行う。なお、被害児童生徒又は保護者が市長による調査を希望する場合には、市長による調査と並行して実施することができるものとする。

(4) 調査を行うための組織

学校は、重大事態に係る調査を行うために、速やかにいじめの防止等の対策のための組織を招集する。市教育委員会が調査を行う際には、市教育委員会の附属機関である「十和田市いじめ問題対策審議会」を招集し、これが調査に当たる。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ又はいつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

① 被害児童生徒からの聴き取りが可能な場合

被害児童生徒からの聴き取りが可能な場合、被害児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行うことなどが考えられる。この際、被害児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である。調査による事実関係の確認とともに、加害児童生徒へいじめ行為を止めるよう指導する。

被害児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、被害児童生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を実施する。

② 被害児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

被害児童生徒の入院や死亡等、被害児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等が考えられる。

(自殺の背景調査における留意事項)

児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の同様のいじめにおける自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。

この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第 28 条第 1 項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意の上、「子供の自殺が起きたときの背景 調査の指針 (改訂版)」(平成26年 7 月 1 日:児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考とする。

- ・背景調査に当たり、遺族が当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・在籍児童生徒及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・亡くなった児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校又は市教育委員会は、遺族に対して主体的に、在籍児童生徒へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ・詳しい調査を行うに当たり、学校又は市教育委員会は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針等について、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。
- ・調査を行う組織については、十和田市いじめ問題対策審議会の長が、審議会の構成委員や事案に応じて適任と思われる委員を選出し、委員として充てることができる。
- ・背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行うよう努める。
- ・客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- ・学校が調査を行う場合においては、市教育委員会は情報の提供について必要な指導及び支援を行い、情報を外部に提供又は公表する場合は、調査の実施に先立ち、調査対象者に説明し、できる限り、了承を得ることに留意する。
- ・情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供

が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。

(6) 調査結果の提供及び報告

① 被害児童生徒及び保護者への適切な情報提供

学校又は市教育委員会は、被害児童生徒やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について説明する。

これらの情報を提供するに当たっては、学校又は市教育委員会は、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

② 調査結果の報告

調査結果について、学校は市教育委員会に報告し、市教育委員会は市長に報告する。

2 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

(1) 再調査

上記(6)－②の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行う。再調査についても、市教育委員会による調査同様、再調査を行う市長の附属機関である「十和田市いじめ問題調査委員会」は、被害児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時、適切な方法で、調査の進捗状況及び調査結果を説明する。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

また、再調査を行ったときは、市長はその結果を市議会に報告する。内容については個々の事案の内容に応じ適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。

第4 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

1 市基本方針の見直し時期

市は、国・県の動向等を勘案して、市基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、措置を講じる。

